

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高坂土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	松坂喜浩	埼玉県東松山市大字正代千百七十九番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	関達也	埼玉県東松山市大字高坂九百三十四番地三